

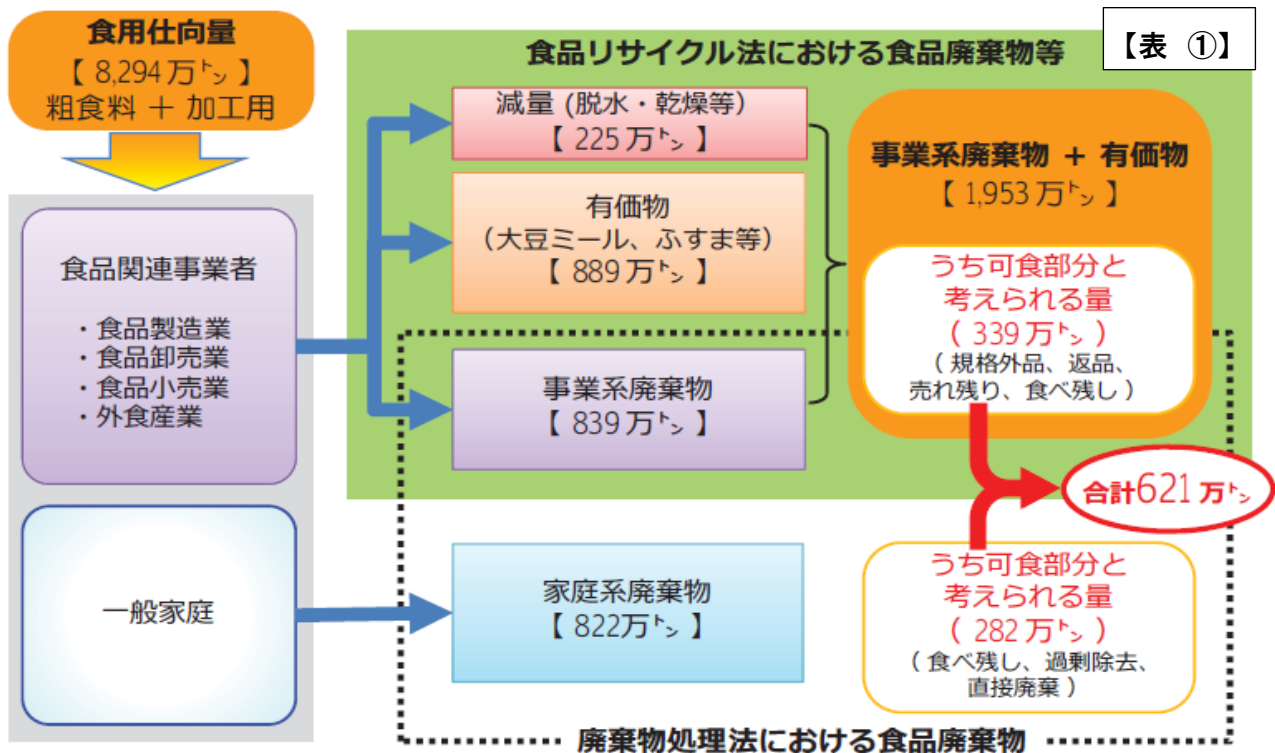
食品リサイクル促進 ご協力をお願い



● 食品廃棄物等の発生量（平成26年度推計・農林水産省資料より）

食品廃棄物等の発生量は平成26年度で1,953万トンとなっており、このうち食品製造業が82%を占めています。

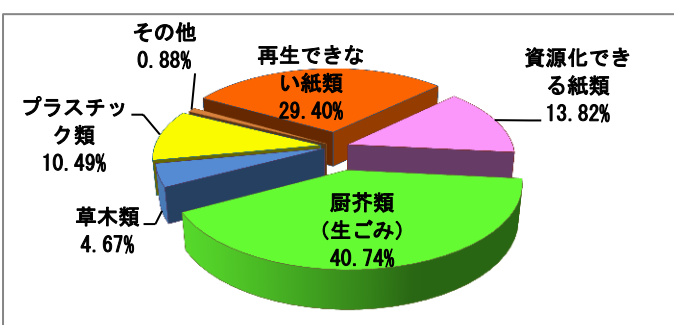
可食部の食品廃棄物等の発生量は339万トンとなっており、このうち食品製造業42%、外食産業が35%を占め大部分となっています。



● 食品ロスについて

国内における年間の食品廃棄量は表①のとおり、食料消費全体の3割にあたる約2,800万トンです。このうち、売れ残りや期限を超えた食品、食べ残しなど本来食べられたはずの、いわゆる「食品ロス」は約621万トンで、これを国民1人1日あたりに換算すると、毎日お茶碗約1杯分(134g)を捨てていることとなります。

● 船橋市の事業系可燃ごみの排出状況



左の図は、平成28年秋に行った事業系可燃ごみの組成調査結果です。

船橋市においても、事業系可燃ごみの4割以上を厨芥類(生ごみ)が占めているため、減量対策が急務となっています。

食品リサイクル法について

食品リサイクル法は、食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階で、食品廃棄物等に係るものが一体となって、まず食品廃棄物の発生抑制に優先的に取り組み、次いで食品循環資源の再生利用および熱回収、ならびに食品廃棄物等の減量に取り組むことで、環境負荷の少ない循環を基調とする循環型社会の構築を目指します。

なお、平成19年12月に改正され新たな実施率目標や定期報告義務等が設けられました。

○ 食品関連事業者とは

- ・食品の製造、加工業者（食品メーカーなど）
- ・食品の卸売、小売業者（各種食品卸、百貨店、スーパー、コンビニエンスストアなど）
- ・飲食店及び食事の提供を伴う事業を行う者（食堂、レストラン、ホテル、結婚会場など）

○ 取り組まなければならないこと

① 発生抑制	<ul style="list-style-type: none">・不良品発生率の低下、過剰納入の自粛、未使用原材料の有効利用（食品製造業）・過剰な仕入れや安易な返品抑制（食品卸売業）・販売方法の工夫等による廃棄物発生抑制（食品小売業）・メニュー、盛り付け等の工夫による食べ残しの発生抑制（外食産業）
② 再生利用	<ul style="list-style-type: none">・食品廃棄物等の量、組成及び需要などを十分に把握し、適切な再生利用法を選択・飼料化は、安全性の確保に万全を期した上で、優先的に選択・肥料化は、利用先の確保を前提に実行・その他医薬品の材料、樹脂化等も再生利用として認められる場合があるため、設備投資や業者との契約前に、農政局、農政事務所に相談
③ 熱回収	<ul style="list-style-type: none">・再生利用が可能な施設が半径75km圏内になく、得られる熱または電気の量が1トン当たり160MJ以上（廃食用油等の場合は1トン当たり28,000MJ以上）である場合にのみ実施可能
④ 減量	<ul style="list-style-type: none">・再生利用や熱回収ができない場合、脱水・乾燥・発酵・炭化により減量・排水や臭気、残さについては適正に処理

○ 実施率目標

食品関連事業者の再生利用等への取り組みに格差が生じている現状を踏まえ、個々の事業者の取り組み状況に応じた再生利用等の実施率目標（基準実施率）が、設定されています。

具体的な算定方法については、（財）食品産業センター ホームページ等を参照してください。

URL: http://www.shokusan.or.jp/index.php?mo=topics&ac=TopicsDetail&topics_id=308

○ 登録再生利用事業者一覧

農林水産省ホームページ内に、登録再生利用事業者の一覧が掲載されています。

URL: http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/161227_7.html

***** ご存知ですか？ 「フードバンク活動」 *****

包装の印字ミスなど食品の品質には問題ないが、販売が困難な食品をNPO法人等が食品メーカー等から引き取り、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動です。該当する食品があれば、ご検討ください。

フードバンクちばホームページ URL: <https://foodbank-chiba.com/>

○ お問い合わせ 関東農政局経営・事業支援部食品企業課 048-740-0455

○ 作成者 船橋市役所環境部資源循環課 047-436-2433